

伊丹市教育委員会表彰要綱

改正 令和3年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市教育委員会表彰規則（平成14年伊丹市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(伊丹市教育委員会賞の表彰基準等)

第2条 規則第2条第2項第1号に規定する優秀な成績とは、概ね次に掲げるものとする。

(1) 市内の学校園等（規則第2条第2項に規定する「学校園等」をいう。以下同じ。）の幼児、児童、生徒

ア 個人

(ア) 全国大会又は近畿大会において入賞

(イ) 県大会において優勝

イ 団体・グループ

(ア) 全国大会又は近畿大会において入賞

(イ) 県大会において優勝

ウ 個人が県代表チームの一員として参加した場合

全国大会において優勝又はこれに準ずる優秀な成績

(2) その他のもの

ア 個人

全国大会において優勝又はこれに準ずる優秀な成績

イ 団体

全国大会において優勝又はこれに準ずる優秀な成績

ウ 個人が県代表チームの一員として参加した場合

全国大会において優勝又はこれに準ずる優秀な成績

2 規則第2条第2項第2号に規定する優秀な成績とは、概ね全国大会において優勝又はこれに準ずる優秀な成績とする。

(表彰候補者の推薦)

第3条 伊丹市立学校園等の長若しくは私立学校園等の設置者若しくは長又は教育委員会事務局の課組織の長若しくは教育委員会の所管に属する学校園以外の施設の長（以下「校園長等」という。）は、伊丹市教育委員会賞に該当する者があると認めるときは、伊丹市教育委員会賞表彰候補者推薦書（様式第1号）により、教育委員会に推薦するものとする。

2 校園長等は、ふれあい教育賞に該当する者があると認めるときは、ふれあい教育賞表彰候補者推薦書（様式第2号）により、教育委員会に推薦するものとする。

（表彰候補者の選考）

第4条 表彰候補者を公正に選考するため、伊丹市教育委員会表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、教育長、教育長付参事（市民自治部長併任の者に限る。）、教育総務部長、学校教育部長、こども未来部長及び生涯学習部長をもって組織する。

3 選考委員会の庶務は、教育総務部教育政策課が行う。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。